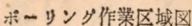


は現作付の作物收穫後は耕作を行ふも六月以降はの地区内に立
なわないうよう、また一般市民の方らぬよう願ひします。

大分 鶴岡
臨海工業地帯
の造成事業は

大分・鶴岡
臨海工業地帯
の造成事業は
現作付の作物収穫後は耕作を行なうも六月以降はこの地区内に立
ななないよう、また一般市民の方からぬようお願いします。



補充者を募集

者
(2) 収入月額が第一種（建坪一〇、五坪）では、万円以上、万円六千円以下
第二種（建坪八、五坪）にあつては、二万円以下の収入があり、かつ規定の家賃を支払ふ能力を有する者。
(3) 現在住宅に困つてゐる者
4、申込方法
申込用紙が建築課にありますのでそれに必要事項を記入し、主査購へる（通帳のない場合は住民登録に必要事項を記入し、主査購へる）
6、入居有効期日
昭和三十三年七月一日から昭和三十三年六月三十日まで。
7、その他
昭和三十六年度補充入居の有資格者で、また市営住宅に入居してゐない方は、本年六月三十日まで、入居資格がなくなりますのでご了承ください。
なお不明の点は建築課にお問ひをくだされ。

祝だより

(二) 今月の納税
市県民税第 1 期分、国民健康保険
税第 1 期分の納税期限は六月二十日
です。令誓は今月二十日頃までに
お手にお届けしますので早目
に納税の準備をされて、もれなく
納期限内に完納するようにいたし
ましよう。

(三) 納税貯蓄組合相談
(問) 納税貯蓄組合長をしている
ものですが、昨年までは、完納奨
励金を組合員に百分の三、組合に
百分の二を返せば、組合の運営
支障をきたしますが今年はどう
に配分したらよいのかお示し下
さい。

(答) 完納奨励金をリベーター的
自治個人に返すことについては
形で個人より違法な取扱ひとして
三指摘を受けていましたので、
年からは自治省へ指示し、おり組
員一人一人には返さないことを
前として、団体である組合を遊

腸チフス　　パラチフス

予防接種

市では次の日程で予防接種を行って、料金初回免疫（一回接種を）三十三円、追加免疫（二回受ける）は六十六円です。

市では次の日程で予防接種を行って、料金初回免疫（一回接種を）三十三円、追加免疫（二回受ける）は六十六円です。

庭看護

月は赤十字運動強調月間です。
ではこの月間中に赤十字の三天講習である家庭看護法について、
奉仕団員約四十名に對し、
師が来るまで
手当、病人の手当、病室の掃除、

講習科目は家庭看護法、救急法、水と安全の二科目です。

下さ。

講習會



専員三赤十字奉仕団の家庭看護講習会
二 二 希 注 脳 の に 七

分讓

[illegible]

炎預防注射

月から九月にわたり流行し、
に老人、幼児、妊産婦、その他

配給店の

六月四日から六月九日正午までの一般配給、職場配給、業務上の配給店の登録変更を実施

二の検認

きにお知らせしましたとおり
では、すでにさしあげてありま
被保険者証を一斉に検認して、

八年八月二十一日

ました。検認の日程は大体次のとおりですが、各町内別の日程及場所は回覧でご通知します。

て頂き、また學生

9。
検認をうけるようにお願いし
なお検認をうけてない被保険

診査相談会を実施

市福祿事務所では、身体障害者
びに精神薄弱者の更生、援護に
いての診査相談会を次のとおり
随いたします。

望する方
義手、義足、補聴器、眼
盲人安全杖、松葉杖等の
付修理を希望する方。

手帳の交付、補装具の申請

九時三十分から午後四時まで
場所 大分市駄原 大分県身体障害者更生相談所 相談会の内容
(イ) 身体障害者関係
(イ) 手帳を受けた方
(二) 精神薄弱者関係
(一) 精神薄弱者に関する問題について家庭からの相談に応じ、医学的、理學的

いいたします

(東半分出張所) 六月七日
分校区(萩原分所) 日岡校区
岡出張所) 桃園校区(桃園農
六月八日八幡校区(八幡出張
所) 神崎小学校講堂)
()内は受付場所
九時三十分から十六時ま
選挙用の電話
七月一日執行予定の参議院議員
通常選挙の準備並びに執行のため
次の通り電話を開設しております
からご利用下さい。
昼間 ②六二二一七三
②六二二一六三

お年寄りの方々

羽屋新町が誕生

国分市の羽屋新町は、国分市中央

誘へてゐた。かくのみに
 養命大学の學生を募集します
 期日六日、十日午後七時に
 開講、以後月一画第一、第三
 水曜日、夜七時から、十一月に
 閉講。

校の中間に建設された眞宮建礼生
 宅並びに労働金庫建礼生宅の一帯
 (29世帯)を今度羽生新町と稱稱
 することになりました。なお、自
 治運営委員は岡部二平氏です。

を問いません。

税
民
国
二
期
完
結

申込みハガキに住所、氏名
年令をくわしく記入の上、大
分市金池町中央公民館沼田

の 縁

民税、県
期分
保険税第
分は市税

市 民 税、 県 民 税 第
一 期 分 国 民 健
一 市 民 保 險 税 第 一 期 分

市民税、県民税第
一期分 国民健
康保険税第二期分

●明い市政は市税の完納から●